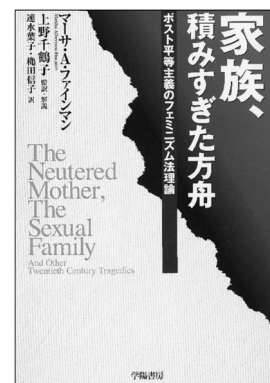


<書評>

マーサ アルバートソン ファインマン 著
上野 千鶴子 監訳
速水 葉子、穂田 信子 訳

『家族、積みすぎた方舟：
ポスト平等主義のフェミニズム法理論』

(学陽書房 2003年 371頁 ISBN 431386105X 2,800円)



(Fineman, Martha Albertson. *The Neutered Mother, The Sexual Family and the Other Twentieth Century Tragedies*. New York: Routledge, 1995.)

山下 順子

本書を読んで、婚姻制度に関する私の考え方が少なからず変化した。ここ数年欧米のいくつかの国や州ではドメスティック・パートナー法やパクス法が施行され、同性のカップルに対して異性愛カップルの婚姻に類似した関係を法的に認めている。夫婦別姓選択制の実現さえもままならない日本の現状からみて、これらの法改革はリベラルで包摂的、理想的とはいえないまでも望ましい方向に思っていた。しかし、マーサ・ファインマン (Martha A. Fineman) によればこの道はどうも行き止まりらしい。

本書において彼女は次の2つの提案をしている。第一に、婚姻制度および核家族に対する法的支援を廃止し、あらゆる成人間の関係を個人同士の契約関係に置き換えること (念のために付け加えるが、ファインマンは人々が結婚の「儀式」をとり行うことは否定していない。ただ、そのような「儀式」は別の契約を結ばない限り、裁判で強制されるような法的帰結をもたらさないとする)。第二に、「母子」対に体现されるケアの担い手と依存者とからなる養育家族単位 (nurturing family unit) を保護の対象とすること。言い換えれば、家族の核を「夫と妻」の異性愛カップルに象徴される性関係から、「母子」対に象徴されるケアの関係へと導こうという戦略的な提案である。以下、ファインマンがこの提案にいかにして辿りついたのかを紹介した上で、若干のコメントを付け加えたい。

「家族法の改革によって女性解放を図るという考え方のまちがいは、すでに明らかになった」(p. 49) とファインマンは断言する。法律上では男女ともに「仕事も家庭も」という平等主義的家族モデルが実現したが、アメリカでも男性の家事・育児時間は統計的に見てほとんど増加せず、「仕事も家庭も」は女性だけの現実でしかない。彼女は、平等主義フェミニストの法改革派たちが、法に書かれた平等主義的到達点があれば男女間でキャリアと子育ての平等な機会と責任分担が起ころうと「愚直にも信じた」と批判する。ファインマンは、法は社会規範を反映する多元的なシステムの一つにすぎないため、考察の対象を「法をかたち作り、それを行使する文化的、イデオロギー的文脈としての社会」の規範体系と

すべきだと主張する。すなわち、家族法を改革しても、それが送り出される文化的・イデオロギー的文脈としての社会がジェンダー化されている限り、ジェンダー間の不平等な期待や分配には変化は起きないと指摘する。よって分析の対象は「正式に認められた異性愛による夫婦の絆を核とした単位」(p. 153)と定義される「性的家族」——すなわち核家族——規範であり、社会において性的家族が果たす役割——家族の社会構造上の位置——となる。「性的家族」規範は核家族以外の家族形態を周辺化し、「性的家族」は育児や介護のケアの責任を引き受けることで、家族としての社会的役割を果たす。このような「性的家族」規範に対抗し、家族の中に封じ込められたケア（「依存の私事化」）を可視化させるためにファインマンが辿りついた結論が、婚姻制度の廃止と「母子」対に体现されるケアの担い手と受け手の関係を家族の核とするという、セットになった二つの提案である。

婚姻制度の廃止から検討してみたい。「性的家族」規範は、異性愛カップルを基盤とする関係以外の親密な関係を周辺化し、特にシングルマザー家族を「男性」不在の逸脱家族と決め付け、理想である「性的家族」に近づくように仕向ける。ファインマンがパクス法やドメスティック・パートナー法に対して懐疑的なのは、このような法改革が「性的家族」の概念を強めるだけだと考えるためである。すなわち、オルタナティブな関係が、「性的家族」の形態をコピーするだけであれば、「ただ社会の基本的な秩序や親密性の性格に対する、セクシュアリティの中心性を追認するだけに終るだろう」(p. 154)と予測する。これに対し婚姻制度の廃止が望ましいのは、「国家が推奨し、法的に保護する特権的な性関係を廃止すれば「国家がより好ましいとして保護し支援する家族の親密モデル」(p. 251)は存在しなくなるという理由からだ。同性のカップルに異性のカップルと同等の法的地位を認めても、婚姻制度を廃止しないかぎり「性的家族」が特権的な地位を占め続けるという指摘には同意できる。しかし、法が言説の一部にすぎず、より上位の規範体系を考察の対象とする必要があるというファインマンの指摘に従えば、法的カテゴリーとしての婚姻を廃止することで、「すべての性的な関係は互いに平等なもの」(p. 252)になると直線的に予測することは楽観的であろう。

婚姻制度を廃止するからといって、家族はなくならないし、なくなる必要もない。家族の社会的役割は育児や介護のケアを提供することにあると論じたうえで、ファインマンは二つめの提案として、家族の親密性の規範を「母子」に体现されるケアの担い手と依存者の関係とし、この関係を家族の単位として政策的に支援することを主張している。「母親」とはケアの担い手であり、「子ども」とは病人、高齢者などの、「必然的な依存のあらゆる形態を代表」する、身体的ケアの必要を体现した象徴的な存在である。そして彼女は慎重にも、「男性も養育的意味における『母親』業」を担うことができるし、「母親」業を実践すべきだと主張する。

「母子」対を保護の対象とする、すなわち家族の核を養育単位とするというこの提案は、母子関係を社会政策の基点とする国で、ファインマンが指摘するようなシングルマザー家族の逸脱化、貧困化が深刻な問題となっていないという現状からみて有効なように思える。例えばスウェーデンでは、婚姻、所得を問わない（すなわち付帯条件、資力調査を伴わず）全ての母親を受給資格とする給付がシングルマザーの労働市場における賃金格差の埋め合わせをしており、母親給付その他の給付をあわせると税引き後のシングルマザー世帯の所得平均は、二人世帯の90%となっている(Sainsbury 1994)。このモデルが成立するためには、労働市場における差別的な賃金格差がより小さいことが前提となるが、このようなスウェーデンモデルの分析から、フェミニストによる福祉国家研究の代表的な存在であるセインズベリも、ファインマンと類似の結論に辿りついている。すなわちセインズベリは、母親の地位に基づく給付

がすべての母親に受給資格を与える場合には扶養原理を掘り崩す可能性を持ち、家族関係の如何に関わらず一定のまともな生活を保障する限り「脱家族化」の可能性を有することを指摘し、母親（ケア提供者）としての受給資格を、ジェンダー化した役割分担に基づく家族モデルへの挑戦ととらえる(Sainsbury 1994)。ファインマンも、「スウェーデンでは…婚外出産にスティグマが付されず、福祉国家の充実した家族支援政策のために、シングルマザー家庭にも一定の生活レベルが保障されており、父親不在は深刻な社会的経済的結果を何一つもたらしていない」と主張する研究を引用している (pp. 241-242)。母親としての受給資格が普遍化されているスウェーデンのような国では「性的家族」が制度として温存されていても、シングルマザーがスティグマタイズされていない例証として考えられよう。巻末に上野千鶴子が日本の現状に引き合わせた、本書の良い指南役となる解説を寄せている。上野は終わりに以下のように呼びかける。「女がひとりでも安心して子どもを産み育てることができる社会を。シングルマザー家族であることに（したがって婚外子にも）どのような社会的なスティグマもペナルティも与えられない社会を」（上野解説：p. 298）。恐らく、婚姻制度の廃止も重要ではあるが、そのような社会が実現するためにより不可欠なのは、「母子」対に体现されるケアの関係への社会政策的な支援なのであろう。

本書は、法律を専門とする人だけでなく、「家族」（親密な関係の制度化）そしてケア労働に関心を寄せる人には、必読の書である。

（やました・じゅんこ／東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

【参考文献】

Sainsbury, Diane. ed. *Gendering Welfare State*, Thousand Oaks: Sage Publication, 1994.